

地方法人課税の改正についてのお知らせ

平成27年度税制改正において、次のとおり改正が行われ、平成27年4月1日以後に開始する事業年度分から適用することとされました。

法人事業税の資本割の課税標準および法人県民税均等割の税率区分の基準の見直し

- (1) 法人事業税の資本割の課税標準および法人県民税均等割の税率区分の基準（以下「課税標準等」といいます。）を原則、従来どおり下記①としつつ、①が②を下回る場合には②とすることとされました。
 - ①法人税法上の「資本金等の額」
 - ②「資本金」と「資本準備金」の合算額
- (2) 法人県民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」について、法人事業税資本割と合わせて、「資本金等の額」から無償減資・資本準備金の取り崩し額（欠損補填等）を控除するとともに、無償増資の額を加算する措置が講じられました。

【お問合せ】下北地域県民局県税部 課税課 ☎22-8581 内線207

むつ下北・上北地区障がい者就職相談会のご案内

むつ公共職業安定所では、障がいをお持ちの方を対象とした就職相談会を開催します。相談会への参加を希望される方は、むつ公共職業安定所までお問合せください。

日時：9月3日(木) 午後1時から午後3時30分まで

場所：下北文化会館

【お問合せ】むつ公共職業安定所障害者担当 ☎22-1331

知っていますか？ 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき、建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主	：	建設業を営む方
対象となる労働者	：	建設業の現場で働く人
掛金	：	日額310円

★特長

- ◎国の制度なので、安心・確実・申し込み手続は簡単です。
- ◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

建退共制度の特例措置のお知らせ

建退共では、地震などにより災害救助法が適用されたみなさんに対し、各種手続きの特例措置を実施しています。

☆建退共から事業主のみなさんへお願い

- 共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。
- 「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

【お問合せ】独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部 事業推進課 ☎03-6731-2866